

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月21日（金） 午後2時00分～午後3時30分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葎 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委員	川 崎 芳 彦
委員	狩 野 安 徳
委員	石 倉 尚 正
委員	村 岡 繁 樹
委員	池 田 香代子
委員	吉 本 秀 樹

事務局	局長	栗 屋 克 彦
	次長	本 多 靖 一
	主事	上 野 香奈子

京都府水産課	主 査	山 本 圭 吾
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 京都府海面における第15次漁場計画の作成について（諮問）
…引き続き審議していくこととなった。

第3号議案 公聴会の開催日程について
…令和5年8月3日に水産事務所にて開催することに決定した。

5. 議事
栗屋局長

皆さんこんにちは。委員の皆様、並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは定刻になりましたので、前回6月28日に続きまして、今年度の第2回となります、第16回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日は津田委員と益田委員がやむを得ぬ事情で欠席をされており、出席委員は8名で過半数の委員に出席をいただいておりますので、委員会規程第6条の開催の要件は満たしております。ここからは会長の議事進行でお願いします。葭矢会長よろしくをお願いします。

葭矢会長

本日は、委員におかれましては、大変ご多用の中、非常に暑い中、本委員会に出席を賜りまして誠にありがとうございます。コロナも5類に区分けされましたけど、また流行り出しているということで、皆さん慎重になられて、そんな中でも、私も大阪に住んでいるのですが、京都や大阪に行きますと、海外から非常にたくさんの方が来られておまして、これによって経済が回っていくように、且つ、大きな病気が流行らないようにと思っています。

本日の委員会は、3つの議題が準備されております。第1号議案「特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について」、第2号議案「京都府海面における第15次漁場計画の作成について」、これについては来年の1月1日に免許ができるように、しっかり審議いただきたいと思っております。第3号議案につきましては、漁業権の免許にかかる作業ですけど「公聴会の開催日程について」ということで、非常に重要な案件についてご審議いただく予定にしており、何卒よろしくごお願い申し上げます。

まず、本日の議事録署名委員ですが、指名をいたします。川崎委員さん、吉本委員さんにごお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

まず、第1号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）」を審議いたします。京都府から説明をお願いいたします。

(水産課)
山本主査

(第1号議案資料に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございます。それでは今の説明に対してご意見

ご質問ございましたらよろしく申し上げます。

石倉委員 直接関係ないですが、遊船、プレジャーの釣りは、漁船漁業等の中に入っているということですか。

山本主査 漁船漁業の中には入っていません。遊漁船業はまた別で対応しています。

石倉委員 委員会で決めるのとは別枠があるということ。

(水産事務所)
廣岡課長補佐

遊漁におけるマグロの採捕につきましては、従前は考慮されてなかったですが、近年、特にクロマグロが回遊してくるということもあって、無視できないところがあります。そういったことから、暫定的と思いますが、国が持っている留保の中から一部を遊漁枠として設定し、全国一律で、プレジャーボートを利用して遊漁する方、遊漁船を利用してマグロを釣られる方の採捕枠を担保している状況です。国としては、全国枠という形で管理し、あわせて、遊漁による採捕について報告を受けるといった体制をとっているところで、現在の状況を申しますと、月ごとにおおよそ4トンから8トンという全国枠を設けて、その上限に達した場合に遊漁者の採捕については停止という形で運用していると。7月はかなり遊漁の採捕が多く、7月10日の時点で遊漁者の採捕は停止となっています。

石倉委員 分かりましたけど、報告以外にも相当採捕があるという噂もあるので。

葭矢会長 その他にありますか。「その他海域」については、府の沖合ではない海域で操業する漁業者が入っていると。なかなか府で管理しきれない部分があるので、これは国の管理にしてほしいと、行政からも要望が出ているということですが、全漁調連には当委員会からもこの案件について要望しておりますので、加えて説明させていただきます。

【発言者なし】

葭矢会長 よろしいでしょうか。それでは本議案は特に問題がないということで、京都府知事に原案に異議ない旨答申させていただくことでよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議ない旨答申させていただきます。

次の議案に移らせていただきます。次の議案は、第2号議案「京都府海面における第15次漁場計画の作成について（諮問）」を審議いただきます。京都府から説明をお願いします。

山本主査

（第2号議案資料に基づき説明）

葭矢会長

ありがとうございました。それでは、ちょっと長い説明で、資料もたくさんありますけど、ご意見ご質問ございましたら、よろしくをお願いします。

私から聞きますが、この取りまとめてくれた資料の中で、区画漁業権の漁場区域の変更が6件とありますが、個別の資料を見ると、おそらく、漁場区域の修正と漁期の修正あわせて6件かなと。漁期の修正とはどういう意味なのか教えていただければ。

山本主査

失礼いたしました。会長ご指摘のとおり、漁場区域の修正と漁期の修正あわせて6件が正しい説明となっております。大変申し訳ございません。漁期の修正につきましては、藻類養殖業の漁業期間ということで、もともと藻類養殖業を行っていた地区の実態にあわせて、漁業の時期を修正させていただいたということです。

葭矢会長

分かりました。

山本主査

本日、報告事項に「資源管理の状況等の報告」を入れさせていただいております。これは、昨年6月にも報告させていただいておりますが、漁業法が変わって新しくできた手続きになります。簡単に言いますと、免許されている漁場がしっかりと使われていますか、使われてないようだったら、そのまま免許できませんよ、という考えをちゃんと確認しなさいという手続きです。昨年6月にも令和3年漁期の説明をさせていただき、本日は令和4年漁期の内容を説明させていただくことになります。ここできっちり漁場が使われていれば、類似漁業権として引き続き設定して良い、使われていなければ、場合によっては新規漁業権として設定すべしという考え

方になっており、説明が前後になっていますが、今回諮問させていただいている類似漁業権は、のちほど説明させていただく「資源管理の状況等の報告」で適切に漁場を利用されていたというもののみを掲げさせていただいていることを補足いたします。詳しくはのちほど、報告事項で説明させていただきます。

葭矢会長

ありがとうございます。今の説明を含めまして何かご意見ご質問ありましたらよろしくお願ひします。素案との漁場計画数の違いについては、共同漁業権については増減ゼロ、区画漁業権についてはマイナス2件、定置漁業権については増減ゼロ、という形で計画案が提出されるということです。あと、表記の仕方ですけど、京都府は10分の1秒表示から100分の1分表示に変えたということですけど、トレンドですか、100分の1分表示の方が。

山本主査

実態としましては、漁船に積まれているGPSでは1000分の1分とか普通にありますが、どれを使っても幅が出てくる。座標表示は、10mなり20mなり実際とは誤差が出てきますので、どこまで精密にするかというところがポイントになってきます。そこで、兵庫県との調整も加味して、一番誤解がない100分の1分を採用させていただいたということです。

葭矢会長

分かりました。この計画案につきまして、何かありましたらお願いします。あともう一つ、「かめのて」が各地域から要望としてあがってきて、今回、新規に入れられたというのは、これは何か最近の市場の動きがあったりして新たに付け加えられたのか、従前から入っている県もあったのではないかとも思ったのですが。新たに状況の変化があったのかどうか、そのあたり説明していただけたら。

山本主査

ご存じのとおり、「かめのて」は、それほどの重要魚種ではないですが、浜では一定の利用がされていた、というのは、皆さん感覚としてあると思います。今回確認しましたら、私が聞いた限りでは、例えば香港向けで一定の需要があったりしまして、各浜で漁獲がここ数年活発化している。多いところで、年間数百万円単位の漁獲があるという地区が出てきているようです。たまたま、そういったことに興味を持っておられる輸出会社と話をする機会がありまして、香港で、特にヨーロッパ文化に影響しているらしいですが、「かめのて」を

非常に好んで食べるということで、京都府漁協に依頼して「かめのて」を何トンか仕入れさせていただきましたということを直接お伺いして、そういった新しいマーケットが開いてきたというところも背景にあるのかなど。

葭矢会長

ありがとうございます。「かめのて」はカニのような味がするので非常においしいと思いましたが。数百万円レベルで取引されているという話がありますので、非常に重要な魚種でしょうから、新たに免許の中に入れたというのはいいじゃないかと思います。

その他どうでしょうか。あと、実態がない、要望がないということでクロダイ飼付漁業やつきいそ漁業は削除ということですけど、これについて議論ないですか。

【発言者なし】

葭矢会長

現時点で特に意見等ないようですが、本議案については、第3号議案になりますが、公聴会を開いて関係者に意見を聞いた上で改めて審議することとさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。それでは、第3号議案「公聴会の開催日程について」を上程させていただきます。事務局からお願いします。

本多次長

(第3号議案資料に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。それでは事務局から公聴会の開催日程について説明がございました。8月3日14時から、この場所で公聴会を開催してご意見伺うと。公聴会が終わった後、委員会を開催することよろしいですか。

本多次長

そうです。予定としては、8月3日14時から公聴会を、その後に第17回海区調整委員会を開催したいと考えております。

葭矢会長

ありがとうございます。公聴会の日程につきまして、何かご意見ございますか。公聴会の意見を踏まえて答申していくというような形になると。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは特に異議がないということで、そのような予定で

進めさせていただきたいと思います。この後、速やかに公示文と開催案内を事務局から漁協本支所、市町村等へ発送して周知を図ってもらい、関係する皆様にご出席をいただきたいと思います。最後に、ご意見ご質問ございませんか。

ないようですので、以上で議案が終了いたしました。最後に報告事項「令和4年漁期「資源管理の状況等の報告」について」説明をお願いします。

山本主査 (報告事項(1)資料に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。この調査の結果を踏まえて、新規の漁業権について整理していただくという、なかなか大変な作業ですね。これは新しい漁業法に基づいて、免許権者に意識してやっていただきますよということですか。

山本主査 はい、会長ご指摘のとおり、新しい漁業法の中で、漁業の免許を受けた者の義務として新しく出てきたものです。

葭矢会長 ありがとうございます。その他ご質問ご意見ございますか。なければこれで報告事項を終了させていただきます。最後に事務局から何かございますか。

本多次長 改めて、8月3日に公聴会及び第17回漁業調整委員会を行いますので、よろしくをお願いします。

葭矢会長 皆さんお世話になりますけどよろしくお願ひいたします。最後に何かよろしいですか。なければ、これで委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和5年7月21日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員